

産業廃棄物処理業者の優良化の促進

改正概要

事業の実施に関する能力・実績が一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の有効期間（現行は一律5年）を7年とする。

- ・ 原則として許可更新と同時に申請を行う。ただし、既に継続して5年以上許可を受けている場合は、現在の許可の有効期間満了日までは、任意のタイミングで申請可能。
- ・ 申請時には、優良基準に適合することを証する書類を添付書類として提出する。
- ・ 都道府県知事は優良基準に適合すると認める場合、優良マークの許可証を交付する。
- ・ 優良基準は、以下のとおり。
 - － 従前の許可の有効期間において、事業停止命令などの不利益処分を受けていないこと。
 - － 法人に関する情報、事業計画の概要、施設及び処理の状況などをインターネットで公開し、一定頻度で更新していること。
 - － ISO14001やエコアクション21等による認証を受けていること。
 - － 電子マニフェストの利用が可能であること。
 - － 直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること、法人税等を滞納していないこと等、財務体質が健全であること。

効果

- 優良な処理業者は、許可更新に要する事務負担が軽減される。特に広域的に事業展開する処理業者にとっては大きなインセンティブとなる。
- より信頼できる優良な処理業者の育成が進む。

排出事業者が安心して委託できる優良な処理業者を容易に選択できるようになり、排出事業者責任の確実な履行を補完する。

11

産業廃棄物の収集運搬業許可の合理化

改正概要

現在は、産業廃棄物の収集運搬については、積卸しを行う全ての都道府県又は政令市の許可を受けなければならないが、原則として、一の政令市を越えて(※)収集運搬の業を行う場合は、都道府県の許可を受けることとする。

(※)政令市の許可が必要となる場合

- 政令市の区域内で積替え保管を行う場合
- 都道府県内において一の政令市のみで業を行う場合

(市域を越える範囲での収集運搬を業として行う県の許可を受けた業者が、一の政令市内での収集運搬を行うことは可能)

効果

- 全国で収集運搬業を行う場合、これまでは109の許可を受け、5年ごとに更新しなければならなかったが、原則として、47の都道府県知事の許可を受ければよいこととなり、許可の手続が合理化されることとなる。

関連改正

- 許可証の様式に、同一都道府県内の政令市の許可の有無の欄を設ける
- 変更の届出を要する事項として、同一都道府県内の政令市の許可の有無を追加する
- 変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、許可証の書換えを受けることができることとする。

12

帳簿の備え付けを要する事業者の追加

改正概要

- ・帳簿対象事業者を、
 - ① 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している者
 - ② 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者とする。※現在は産業廃棄物処理施設を設置している事業者がその対象
- ・帳簿記載事項を、
 - ① 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分を行う場合にあっては、処分年月日や処分後の持出先など
 - ② 事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあっては、事業場外への運搬年月日や運搬先ごとの運搬量、処分を行った事業場名、処分年月日、処分後の持出先などとする。

効果

- 排出事業者に処理の状況を記録する帳簿の作成及び保存の義務を拡充することにより、排出事業者自らの適正な管理を確保。

13

廃石綿等の埋立処分基準の強化

改正概要

- (1) 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置(注)を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包することとする。
※ 現在は、「耐水性の材料で二重にこん包すること又は固型化すること」とされている。
- (注)
- 「薬剤による安定化」の例
「粉じん飛散抑制剤」(大気汚染防止法)や「石綿飛散防止剤」(建築基準法)などの薬剤により石綿が飛散しないよう措置すること。
 - 「その他これらに準ずる措置」の例
大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に係る規制基準(作業基準)に定められている「薬液等により湿潤化すること」が該当
- (2) 埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずることとする。
※ 即日覆土に係る規定を追加

効果

- こん包が破袋する事故等があった場合でも容易に石綿が飛散することがないよう埋立処分における安全性を確保。
- 埋立て後の廃石綿等が埋立地の外に飛散、流出しないことを確実に確保。

14

16. 関係機関等一覧

<行政>

○東京都

産業廃棄物に関すること

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/index.htm>

環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

指導係 Tel 03-(5388)-3586

審査係 Tel 03-(5388)-3587

規制監視係 Tel 03-(5388)-3589

PCB 担当 Tel 03-(5388)-3573

不法投棄対策係 Tel 03-(5388)-3446

環境局多摩環境事務所廃棄物対策課

〒190-0022 立川市錦町 4-6-3

審査係 Tel 042-(528)-2693

規制指導係 Tel 042-(528)-2694

アスベストの大気中への飛散に関すること

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kaizen/keikaku/asbestos/index.htm>

環境局環境改善部大気保全課 Tel 03-(5388)-3492

環境局多摩環境事務所環境改善課 Tel 042-(523)-0238

建設リサイクル法に関すること

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy>

(法制度) 都市整備局都市づくり政策部広域調整課 Tel 03-(5388)-3231

(工事届出) 都市整備局市街地建築部建築指導課 Tel 03-(5388)-3372

(解体登録) 都市整備局市街地建築部建設業課 Tel 03-(5388)-3353

(再資源化) 環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 Tel 03-(5388)-3589

○埼玉県

環境部産業廃棄物指導課監視・指導担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

Tel 048-(830)-3135

○神奈川県

環境農政部廃棄物対策課産業廃棄物対策班

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

Tel 045-(210)-4159

○川崎市

環境局生活環境部廃棄物指導課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1

Tel 044-(200)-2594

○さいたま市

環境局環境共生部産業廃棄物指導課

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-14-1

Tel 048-(827)-8508

○千葉県

環境生活部廃棄物指導課産業廃棄物指導室

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

Tel 043-(223)-2656

○横浜市

資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課

〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13

Tel 045-(671)-2511

○千葉市

環境局環境管理部産業廃棄物指導課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 2-1

Tel 043-(245)-5682

○横須賀市

資源循環部資源循環推進課

〒238-8550 横須賀市小川町 11

Tel 046-(822)-8418

○相模原市

環境経済局資源循環部廃棄物指導課

〒229-8611 相模原市中央 2-11-15

Tel 042-(769)-8335

○川越市

環境部産業廃棄物指導課

〒350-8601 川越市元町 1-3-1

Tel 049-(224)-5421

○船橋市

環境部産業廃棄物課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

Tel 047-(436)-3810

○柏市

環境部産業廃棄物対策課

〒277-8505 柏市柏 5-10-1

Tel 04-(7167)-1696

<関係団体等>

(社) 東京建設業協会 <http://www.token.or.jp/>
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 5 階
Tel 03-(3552)-5656

(社) 日本建設業連合会
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 8 階
Tel 03-(3551)-1118

(社) 住宅生産団体連合会 <http://www.judanren.or.jp/>
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-6-6 晩翠軒ビル 4 階
Tel 03-(3592)-6441

(社) 東京建物解体協会 <http://www.kaitai-kyokai.com/>
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-10-1 章山堂ビル 401
Tel 03-(3551)-1075

建設廃棄物協同組合 <http://www.kenpaikyo.or.jp/>
〒104-0031 東京都中央区京橋 2-6-6 藤木ビル 3 階
Tel 03-(5159)-8171

住宅産業解体処理業連絡協議会 <http://www.d6.dion.ne.jp/~jyuukai/index.htm>
〒176-0012 東京都練馬区豊玉北 5-32-11 中村ビル 2 階
Tel 03-(3991)-6332

(社) 東京産業廃棄物協会 <http://www.tosankyo.or.jp/>
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7 階
Tel 03-(5283)-5455

東京廃棄物事業協同組合 <http://www.touhaikyo.or.jp/>
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-34-14 山崎ビル 5 階
Tel 03-(3232)-6249

<ホームページ>

- 東京都環境局 <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>
- 環境省 <http://www.env.go.jp/>
 - 法令・告示・通達 <http://www.env.go.jp/hourei/>
 - アスベスト情報 <http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>
- 国土交通省
 - リサイクル <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/>
 - アスベスト情報 <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>

- (社)全国産業廃棄物連合会 <http://www.zensanpairen.or.jp/>
- (財)日本産業廃棄物処理振興センター
 - 電子マニフェスト (JWNET) <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
 - 加入業者検索 <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/list.shtml>
- (財)産業廃棄物処理事業振興財団
 - 処理業者の検索等 <http://www.sanpainet.or.jp/>

<参考図書等>

- 建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）（平成 23 年 3 月）
- 改訂新版 Q & A 建設廃棄物処理とリサイクル
編集・発行 / (社) 全国建設業協会
- [新訂] 建設副産物適正処理推進要綱の解説
編集 / 建設副産物リサイクル広報推進会議, 発行 / (株) 大成出版社
- 建築物の解体等における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル
編集・発行 / 建設業労働災害防止協会企画開発課
- 建築物の解体・改修工事における石綿障害の予防 特別教育用テキスト
編集・発行 / 建設業労働災害防止協会企画開発課
- 目で見えるアスベスト建材
発行 / 国土交通省
- 建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止マニュアル (第 2 次改訂版)
発行 / 東京都環境局環境改善部
- アスベスト成形板対策マニュアル
発行 / 東京都環境局

平成 23 年度

登録第 050 号

建設廃棄物を適正に処理するために

平成 23 年 10 月発行
(23 環廃産第 378 号)

編集 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課
東京都新宿区西新宿 2-8-1
Tel 03-(5388)-3586

監修 東京都産業廃棄物対策推進協議会建設廃棄物適正処理部会

印刷 株式会社まこと印刷
東京都港区虎ノ門 5-9-2
Tel 03-(5405)-2050

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課の許可なしに複製してはならない。



古紙/リサイクル配合率 100% 再生紙を使用
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。